

最高裁秘書第2768号

令和元年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第2430号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月3日付け民事局第一課長，刑事局第三課長，行政局第一課長，家庭局第一課長，総務局第一課長事務連絡「「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告等について」の発出について」（片面で10枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ－０１)

平成２９年７月３日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成 田 晋 司

最高裁判所事務総局刑事局第三課長 福 島 直 之

最高裁判所事務総局行政局第一課長 小 田 真 治

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤 村 智 子

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償

請求事件及び告知事件の報告等について」の発出について

(事務連絡)

本日付けで、最高裁民一第５８１号民事局長、刑事局長、行政局長、家庭局長、総務局長通達「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告等について」（以下「新通達」という。）及び民事局長、刑事局長、行政局長、家庭局長通達「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告について」の廃止について」が発出されました。

これにより、平成１６年７月１日付け最高裁民一第２７０号民事局長、刑事局長、行政局長、家庭局長通達「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告について」（以下「旧通達」といい、新通達及び旧通達を併せて「国賠通達」という。）は、平成２９年９月３０日限り廃止され、同

年10月1日以降は新通達によることとなりますが、新通達は、実質的に旧通達を一部変更したものであり、変更箇所は別紙のとおりです。この変更の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりですので、執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。

記

第1 変更の趣旨

国賠通達は、裁判所職員が事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国家賠償請求事件等（以下「国賠事件等」という。）について、違法行為を行ったとされる職員が当時所属していた裁判所（以下「所属庁」という。）に対し、最高裁がその監督権を適切に行使できるようにするため、一定の事項について報告すべきことや、所属庁において調査等及びこれらに係る連絡を担当する職員（以下「担当職員」という。）などを定めたものである。

ところで、旧通達においては、審理の経過及び予定の報告についての期限が明確でなく、訴訟対応上重要な事項について法務省の係官から意見を求められた際、法務省への回答前に最高裁に報告（以下「事前報告」という。）をすることも明示的に定められていなかったほか、裁判部の職員が担当職員とされていたことなどから、国賠事件等についての最高裁の所属庁に対する監督権行使がより適切に行われるように、所要の変更を行った。

また、平成29年4月1日から改正された最高裁判所事務総局分課規程が施行されたことから、所要の変更を行った。

なお、新通達第1において、報告の対象となる事件が、平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」別表第1から別表第9までに掲げる事件を処理する過程で行った違法行為を理由とする国賠事件等であることを明確化したことに伴い、報告の対象となる事件の所管局長名で新通達を発出することとした。

第2 変更の内容

1 報告の宛先について（新通達第2）

国賠事件等のうち国家賠償に関する事件を処理する過程で行われたとされる違法行為を理由とするものを、行政局長宛てに報告することとした。

2 審理の経過及び予定の報告期限の明確化について（新通達第3の2(1)）

各期日の経過及び結果並びに次回期日及びその審理の予定を、各期日から1か月以内のできるだけ早い時期に報告することとした。

ただし、1か月以内に報告することが困難な事情が発生することとも考えられることから、その場合には、その事情及び報告時期の見込みを速やかに報告することとした。

3 事前報告すべき対象の明確化について

(1) 法務省の係官からの求意見に関する意見等について（新通達第3の2(2)）

法務省の係官から、訴訟の進行に関し重要な事項について意見を求められた場合には、当該事項を調査の上、これに関する意見及びその理由を速やかに報告することとした。

ここでいう「訴訟の進行に関し重要な事項」には、例えば、民事訴訟法第149条第1項又は第2項の規定による釈明のための処置、裁判所職員に対する証人尋問の申出、和解等が含まれるものと考えられる。

(2) 所管局長からの指示に関する意見等について（新通達第3の2(3)）

新通達第3の2(1)及び(2)で定める事項以外にも、当該事件について最高裁と協議等を要することもあり得ることから、そのような事項については、所管局長の指示により、当該事項を調査の上、これに関する意見及びその理由を速やかに報告することとした。

4 担当職員について（新通達第5）

国賠事件等に関する調査等及びこれらに係る連絡については、従前は事務の所管を裁判部とすることを前提として、担当職員を、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の民事・刑事・家事・少年の各首席書記官に限定していたとこ

ろ、裁判所の中立性という観点からは、事務局の職員が担当することが適切であることから、担当職員を高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各事務局総務課長（地家裁所長併任庁においては総務事務を担当する総務課長を指す。）とすることとした。

第3 留意事項

1 審理の経過及び予定の報告について

審理の経過及び予定の報告に当たっては、添付を要する書証が「事案の把握のために必要な書証」（新通達第3の2(1)ア(イ)）とされていることから、大部な文献の写しなど、事案を把握する上で明らかに必要のない書証については添付しないよう留意されたい。

2 法務省の係官からの求意見事項に関する事前報告について

「訴訟の進行に関し重要な事項」の例は上記第2の3(1)のとおりであるが、その他、法務省の係官から意見を求められた事項が「訴訟の進行に関し重要な事項」に該当するか否かの判断に迷った場合には、所管局に連絡して相談されたい。

3 担当職員と裁判部の職員の連携について

新通達は、上記第2の4のとおり、担当職員を旧通達が定めていた高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の民事・刑事・家事・少年の各首席書記官から各事務局総務課長に変更するものであるが、事務局総務課長が国賠事件等に関する調査を行うに当たり、具体的な事実関係や裁判事務の実情等を含めて裁判部がその知見を有する事項については、所属庁の裁判部の首席書記官等の職員に調査を指示し、報告を求めることが必要と考えられることから、そのような場合に、必要な連携が図られるように留意されたい。ただし、この場合において、当該国賠事件等の審理が所属庁に係属するときは、当該国賠事件等の審理を担当する職員がその調査事務に関与することのないように注意されたい。

別紙

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告等について（通達）

標記の国家賠償請求事件及び告知事件については、国の代表者として訴訟を迫る法務省の係官に対し、実質上当事者の立場にある裁判所の意見又は希望を伝え、また、国が敗訴した場合の予算上の措置について、司法行政上の観点から検討する必要がありますので、その取扱いについては、下記によってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 報告事件

報告の対象となる事件は、次のとおりとする。

- 1 裁判所職員（以下「職員」という。）が、民事事件、刑事事件、行政事件、家事事件又は少年平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）別表第1から別表第9までに掲げる事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国家賠償請求事件（調停申立事件及び訴え提起前の和解申立事件を含む。以下「国賠事件」という。）
- 2 職員が、受付分配通達別表第1から別表第9までに掲げる事件を処理する過程で行った違法行為を理由として1の国家賠償請求のため、国に対し訴訟告知がされた事件（以下「告知事件」という。）のうち、国が参加した事件（以下「参加事件」という。）い、国賠事件と併せて「国賠事件等」と総称する。

第2 報告の宛あて先名

国賠事件及び参加事件（以下「国賠事件等」という。）の報告は、次の表の中欄に掲げる行われたとされる違法行為の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める所管局の長（以下「所管局長」という。）宛あてにする。

番号	<u>行われたとされる違法行為</u> 事件の種類	所管局
----	---------------------------	-----

1	民事事件（ <u>国家賠償</u> 、労働及び知的財産権に関する事件並びに家庭裁判所に係属する人事訴訟事件（以下「人事訴訟事件」という。）を除く。）を処理する過程の <u>もの</u> で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	民事局
2	刑事事件を処理する過程の <u>もの</u> で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	刑事局
3	行政、 <u>国家賠償</u> 、労働又は及び知的財産権に関する事件を処理する過程の <u>もの</u> で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	行政局
4	家庭事件（家事事件、人事訴訟等事件及び又は少年事件）を処理する過程の <u>もの</u> で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	家庭局
5	<u>1 から 4 までの事件以外の事件を処理する過程のもの</u>	当該事件に関する事務を所管する局

第3 報告すべき裁判所及び報告事項

国賠事件等につき報告すべき裁判所及び報告事項は、次のとおりとする。

1 報告すべき裁判所

報告すべき裁判所は、違法行為を行ったとされている職員が当時所属していた裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下「所属庁」という。）とする。

2 報告事項

所属庁は、国賠事件等について、次に掲げる事項を報告する。

(1) 審理の経過及び予定

ア 審理の進行状況に応じて、各期日の経過及び結果並びに次回期日及びその審理の予定を、各期日から1か月以内のできるだけ早い時期に、次の書

面の写しを添付して報告する。ただし、1か月以内に報告することが困難な事情が発生した場合には、その事情及び報告時期の見込みを速やかに報告する。

~~(ア)子~~ 答弁書、準備書面

~~(イ)イ~~ 重要な書証（事案の把握のために必要な書証）

~~(ウ) なお、その他必要と認められる書面の書面については必要に応じて添付する。~~

~~イ おいて、~~判決言渡期日が「追って指定」とされた場合において、その期日が指定されたときは、その旨及び指定された期日を直ちに報告する。

(2) 法務省の係官からの求意見に関する意見等

法務省の係官から訴訟の進行に関し重要な事項について意見を求められた場合には、当該事項を調査の上、法務省の係官に回答する前に、これに関する意見及びその理由を速やかに報告する。

(3) 所管局長からの指示に関する意見等

所管局長が指示した事項については、当該事項を調査の上、これに関する意見及びその理由を速やかに報告する。

(2)(4) 判決の言渡し

ア 国賠事件等について、国又は被参加人勝訴の判決の言渡しがあった場合には、速やかに判決書の写しを速やかに送付する。

イ 国賠事件等について、国又は被参加人敗訴の判決の言渡しがあった場合には、判決の主文、判決要旨等を直ちに電話で報告する。国に対して判決書が送達された場合には、その旨及びその年月日を直ちに報告しするとともに、判決書の写しを直ちに送付するほか、次の~~(ア)~~及び~~(イ)~~の事項を調査の上、速やかに報告する。ただし、参加事件については、(イ)の事項の報告を要しない。

(ア) 上訴の要否に関する意見及びその理由

(イ) 違法行為を行ったとされる職員及び第三者に対する求償権行使の要否
に関する意見及びその理由~~（参加事件については、報告を要しない。）~~

(3)(5) 確定年月日

国賠事件等について判決が確定した場合には、その旨及びその年月日を速
やかに報告する。

(4)(6) 終局事由等

国賠事件等が、取下げ、和解等判決以外の事由により終局した場合には、
その事由及びその年月日を取下書、和解調書等の写しを添付して速やかに報
告する。

(5)(7) その他

(1)から(4)(6)までの事項のほか、報告することが相当であると認めた事項に
ついては、その都度報告する。

3 経過報告を要しない事件

所管局長が指定した国賠事件については、2の(1)の報告を要しない。

4 所属庁が複数ある場合の報告

同一の国賠事件等において所属庁が複数ある場合における同一の所管局長宛
あての報告事項（2の(2)(4)のイの(ア)及び(イ)並びに同(7)(5)の事項を除く。）につ
いては、当該所属庁間の協議により定めた所属庁が報告すれば足りる。

第4 法務省からの調査依頼等に対する回答

所属庁は、国賠事件及び告知事件について、法務省から調査を依頼された場合
又は訴訟に参加すべきかどうかの意見を求められた場合には、所管局長の指示に
より事実関係を調査の上、速やかに回答する。

第5 担当職員

1 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所において、国賠事件及び告知事件に
関し、第3及び第4の調査等並びにこれらに係る及び連絡を担当する職員（以
下「担当職員」という。）は、次のとおりとする。~~所属庁の事務局総務課長~~

(以下「総務課長」という。)とする。

番号	事件の種類	担 当 職 員		
		高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所
1	第2の番号1及び番号3の事件	民事首席書記官	民事首席書記官	
2	第2の番号2の事件	刑事首席書記官	刑事首席書記官	
3	第2の番号4の家事事件及び人事訴訟事件	民事首席書記官		家事首席書記官 (家事首席書記官の置かれていない序にあっては首席書記官)
4	第2の番号4の少年事件	刑事首席書記官		少年首席書記官 (少年首席書記官の置かれていない序にあっては首席書記官)

2 次の場合においては、所管局長の了解を得て、1と異なる総務課長以外の職員を担当職員とすることができる。

- (1) 裁判所の規模等に鑑みかんがみ、担当職員を総務課長以外1に定める官職と異なる官職の職員とするのが相当である場合
- (2) 事案の性質、内容等に鑑みかんがみ、当該事件に関する調査等及びこれらに係る連絡を総務課長1又は(1)により定めた職員以外の官職にある職員と異なる職員に担当させるのが相当である場合

第6 その他

所属庁は、国賠事件及び告知事件の原因となった事件の記録、その他当該事件

に関する資料について、国賠事件の終局、国家賠償請求権の時効完成等により明らかに保存の必要がなくなるまでの間、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第9条第1項に基づいて、保存に必要な措置を執る。

付 記

1 実施

この通達は、平成16年2月10日から実施する。

2 経過措置

(1) 平成20年12月14日以前に家庭裁判所に係属した成人の刑事事件を処理する過程で行った違法行為を理由とする国賠事件等の報告の宛先については、なお従前の例による。

(2) 平成16年3月31日以前に地方裁判所に係属した人事訴訟事件を処理する過程で行った違法行為を理由とする国賠事件等の報告の宛先については、なお従前の例による。

~~—— 付 記（平18.3.24民一第000166号）——~~

~~—— この通達は、平成18年4月1日から実施する。——~~

~~—— 付 記（平21.1.20民一第000059号）——~~

~~—— 1 この通達は、平成20年12月15日から適用する。——~~

~~—— 2 平成20年12月14日以前に家庭裁判所に係属した成人の刑事事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等の報告については、なお従前の例による。——~~